

市政記者各位

第26回参議院議員通常選挙における不在者投票の誤送付について

1 概要

7月9日（土）に早良区選挙管理委員会において長崎市の選挙権を有する方からの不在者投票を受け付け、長崎市選挙管理委員会に送付すべきところ、誤って他の自治体の選挙管理委員会へ発送してしまいました。

選挙人の貴重な1票を行使する機会を奪ってしまうこととなり、大変申し訳ございません。
なお、ご本人様には謝罪しております。

2 判明の経緯

- (1) 7月9日、早良区選挙管理委員会において、A氏（長崎市で選挙権を有する方）とB氏（埼玉県朝霞市で選挙権を有する方）の不在者投票を受け付け、投票用紙をそれぞれの選挙人登録のある県外の選挙管理委員会へ発送。
- (2) 7月10日、A氏の投票用紙の送付先である長崎市選挙管理委員会からB氏の投票用紙が送られてきたとの連絡があり誤送付が発覚。発送記録等を確認した結果、A氏とB氏の投票用紙を取り違えて発送していたことが判明。
- (3) 当選管は、連絡を受け速やかにA氏及びB氏の投票用紙の回収及び本来送付すべき選挙管理委員会へ投票用紙を届けることを試みたが、A氏の投票用紙を10日の指定投票所の閉鎖時間（20時）までに届けることができなかった。なお、B氏の投票用紙は本来の選挙管理委員会へ届けることができた。

3 原因

複数受け付けた不在者投票の用紙の発送事務の際に同時に処理を行ったため、投票用紙を取り違えたことに気づかず封入してしまい、誤送付が発生してしまったものである。

4 再発防止

投票用紙の封入の際はダブルチェックを行っていたが、今後はそれに加えて別の職員が再チェックし、封入するように改める。また、複数受け付けた場合は発送処理は1件ずつ行い誤封入を防止する。

○お問い合わせ先

早良区選挙管理委員会事務局長（早良区総務部長）進藤 TEL：092-833-4301